

会 員 各 位

大 阪 弁 護 士 会
会 長 今 川 忠
同 司 法 委 員 会
委 員 長 増 田 勝 久

2019年度倒産手続実務・レベルアップ研修 第1弾

「破産管財実務・重点分野研修」

「破産申立てを中心とした清算型法人倒産処理の実務」

～事案に応じた適切かつ柔軟な清算に向けて～

司法委員会では、本年度も、レベルアップ研修として、破産管財実務の重点分野研修を実施していく予定です。

今年度の第1弾は、破産申立てを中心とした清算型の法人倒産処理をテーマとして取り上げる内容の研修を企画いたしました。

破産申立てに代表される清算型の倒産手続においては、申立代理人は、受任後直ちに事業を停止し、法人の財産を保全して速やかに申し立てることが重要ですが、法人を清算するに至るまでには、私的整理や民事再生等事業再建のための努力が行われており、DIP型の清算が適しているケースや、事業を残して雇用を確保し、産業を持続させる余地のあるケースもあり、法人代表者については、経営者保証ガイドライン等の選択肢も広がっています。

このように、法人の廃業（清算）は不可避であったとしても、事案に応じた柔軟かつ適切な処理方針を立てて実行することは、若手・ベテランを問わず、会員の皆様が、清算型倒産処理の依頼を受けたときに検討すべき重要な視点であり、その実務的なノウハウを蓄積しておくことは極めて有用です。

そして、申立代理人が柔軟かつ適切な申立てを行うためには、裁判所や管財人等関係者との協働・連携が不可避であることは言うまでもありません。

そこで、本研修では、破産申立てを中心に、清算型の倒産手続を活用した法人の清算について、再建型、清算型の倒産処理事件の経験豊富な会員と、倒産処理事件に日々奮闘する若手会員をパネリストとして迎え、大阪地方裁判所第6民事部の裁判官にも登壇頂き、経験談等を交えながら、議論をしていただくことといたしました。

倒産処理事件にご関心をお持ちの会員の皆様には、大いに参考にして頂けるかと思えます。是非とも多くの会員の方々にご出席賜りたく、ご案内申し上げます。

記

日 時 : 令和元年 6月26日(水)午後 6時00分～8時30分

場 所 : 大阪弁護士会館 2階ホール

パネリスト : 大阪地方裁判所第6民事部裁判官 尾 河 吉 久 氏
大阪地方裁判所第6民事部裁判官 藤 田 晃 弘 氏
大阪弁護士会 清 水 良 寛 会 員
同 葉 野 彩 子 会 員

コーディネーター : 大阪弁護士会 野 村 剛 司 会 員

テ ー マ : 「破産申立てを中心とした清算型法人倒産処理の実務」

司法委員会主催の今後予定されている研修は以下の通りです。ご予約おきください。

*** 2019年度 倒産手続実務・基礎研修**

- | | | |
|-----|----------------|---------------------------|
| 第1回 | 2019年 7月 8日(月) | 「破産手続開始申立て(同時廃止)の実務」 |
| 第2回 | 2019年 9月10日(火) | 「個人再生手続開始申立ての実務」 |
| 第3回 | 2019年11月29日(金) | 「破産管財手続①破産手続開始申立て(管財)の実務」 |
| 第4回 | 2020年 3月16日(月) | 「破産管財手続②破産管財処理の実務」 |

【申込方法】

会員専用サイトー「研修・行事予定表」ー研修予定表 (http://www.daiben-members.com/kaiin/kenshu_schedule.php) よりお申込みください。

※事前お申込みがない場合でもご参加いただけますが、人数把握のため、ご回答にご協力ください。

※会員専用サイトへのログインには、ユーザー名とパスワードが必要です。ご不明な場合は、会員専用サイトのログイン画面に問合せフォームへのリンクがありますのでそこからお問い合わせください。

※会員専用サイトでの研修の申込の操作等について、ご不明な点がございましたら、本研修担当事務局 (松本 TEL:06-6364-1681) までお問い合わせください。

※法律事務所職員の方は、大阪弁護士会HPー「法律事務所職員の方へ」 (http://www.osakaben.or.jp/office_worker.php) よりお申込みください。

■会員のみ

注・図書利用カードをご持参ください。

- ・入室時及び退室時の2回、出席登録が必要です。
- ・開始10分以降の入場、研修終了予定時刻前の退場(研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く)、研修開始から研修終了予定時刻までの間の合計10分以上の離席は、受講としてカウントされませんのでご注意ください。なお、ライブ研修、DVD研修に関わらず、質疑応答、閉会挨拶等全て終了して、研修終了となります。

■一時保育のお知らせ【無料・要予約】

お申込を希望される方は、**6月14日(金)まで**に下記事務局までお電話にてお問い合わせください。申込に必要な書類をご送付いたします。なお、定員に達し次第、申込受付を終了させていただきますのでご了承ください。

[対象] 原則、首がすわっている乳児～未就学児
[託児時間] 研修開始15分前から終了15分後まで
[問合せ先] 委員会部司法課 (TEL: 06-6364-1681)